

## 生きもの認証の考え方 宇根豊試案 2008/6/23

(この委員会の議論の素材にしてもらえばありがたいです)

### 1、目的

・むしろ「目的」を多様化することによって、「枠」にはめることができなくなり、目的の多様性が、手段と表現の多様性を切り開くのではないか。

・当然、それによって、曖昧さと不透明さが増すかもしれないが、それを「生きものへのまなざし」で補っていくことが重要だ。

- (1) 農産物に付加価値をつける
- (2) 農産物のイメージアップ
- (3) 産地のイメージアップ
- (4) 地域の自然環境のアピール
- (5) 多面的機能の具体化
- (6) 環境支払いの一形態
- (7) 消費者との共通認識を持つ
- (8) 生物多様性と農産物をむすぶ
- (9) 世界認識を広げる
- (10) 教育、情報提供

### 2、生き物の表示イメージ

- (1) 単なるイメージ・商標

・生きものを象徴として活用すること自体が、じつは先駆的であり、次項からの(2)(3)(4)の母胎になるのかもしれない。

※ただし、すでに「商標」を取得している商品との関係は、いい加減にはできない。

- (2) 産地の立地条件（地域の特徴など）のPRとしての生きものを活用

・農法とは関係なく、その地域の象徴となる生きものを利用している

※これもうまくいけば(4)に移行できるだろう。

- (3) 有機・減農薬などの農法の表現方法

・厳密な栽培認証を行っているものだけでなく、栽培内容のトレードマークとして表示されてものまでを含む。

- (4) 生きもの認証としての実践

・何らかの形で、その生きもの（それ以外の生きものも含めて）の存在を確認している。それもシステムとして持ち合わせているか、経験的に把握しているかなど幅がある。

### 3、認証の価値（ここでは、「付加価値」の土台に横たわるものを取りあげてみた）

- (1) 食べものの価値を外側に広げる。

・人間の食糧としての農産物には、食材としての価値以外にも様々な価値が付随している「日本人の伝統」の再発見・再評価につながる。

## (2) 地域のタカラモノの表現

- ・農産物を生み出している自然と人間の関わり（農業）の土台となり、その生産物（改造世界）でもある「地域」のタカラモノを生きもので象徴させる。かつては「〇〇産の米」という地域ブランドが通用していたが、その代替にもなっている。

## (3) 生きものの力をかりて、関係性をつくる。

- ・日本人から、自前の「自然観」「世界認識」が失われつつある中で、もっとも身近な食べものと生きものをつなぐことは、新たな自然との関係をつくることにもなる。

- ・ともすれば身近に実感できない「生物多様性」を実感する回路を提供することになる。

## (4) 新しい「物語」を生み出す母胎となる。

## 4、認証のスタイル

- ・有機JAS認証のイメージが定着しつつあるので、「認証」と言うと第三者認証を想像しがちだが、本来の認証は「当事者認証」であったはずだ。つまり「あなたから頂いたものだから、（無条件に）おいしい。」というのが当事者認証の精神であった。これを「生きもの認証」に発展させることはできないか。

- ・認証は、検証（コントロール）を伴うのは避けられない。つまり生産者の責任と消費者の役割が、しっかり認識される「土俵」が存在しなくてはならない。それを第三者（たとえば行政機関）が行うのではなく、当事者で行うことはできないか。

- ・検証に、証明書類ではなく、生きものの現にそこにいる「存在」を使用することが可能である。

### (1) 本人認証（生産者のみ）

- ・「私のものは私が補償する。（それだけで十分だろう）」

### (2) 当事者認証（生産者とその消費者）

- ・「私のものは私が補償する。疑うなら、いや疑わなくても、田畑の生きものを見に来て、確認してほしい。」

### (3) 第三者認証（生協・流通業者・認証機関・行政など）

- ・Aさんは「生きもの調査」をしています。その結果は報告書でここにあります。

- ・たしかにAさんの田んぼにはオタマジャクシがいました。それはうちの組織が補償します。

## 5、認証の内容

- ・本人認証であろうと、当事者認証であろうと、第三者認証であろうと、内容の考え方、基準・ガイドラインは共通認識としてもつ必要がある。

### (1) 栽培認証

- ・減農薬・減農薬化学肥料へ向かわせるものでなければ、現状追認に墮してしまふ。できれば、「有機農業」への射程をも準備したい。

- ・しかし、近代化農業であっても、あるいは近代化農業こそが生きものへの目を向ける契機になるようにしたい。

・したがって、栽培認証は、栽培内容が減農薬や有機栽培であるとともに、生きものへのまなごしを担保する。

#### (2) 立地条件認証

・生きもので立地条件を代表させる手法を提案していく（アドバイスしていく）ことが必要となる。

・地域のタカラモノであるという共通認識が必要。

#### (3) 生き物の存在認証

・生きもの調査をどの程度行うか。

・その結果をどう表現していくか、アドバイスが求められるだろう。

・象徴的な生きものとするか、生きものの多様性を出すかなど、表現方法は多様になるだろう。

・「指標化」の表現の一面にもなる。

・生きもののデータベースの必要性。

・方法開示の手法の開発が必至。

(4) (1) (2) と (3) のミックス、もしくは折衷

## 6、課題

(1) 全国共通の基準策定が可能か？ガイドラインなら可能か？

(2) 地域版の多様性をどう確保するか？

(3) 「この生きものがあるからいい環境の田畑でとれた農産物」というような短絡的な価値づえが横行する可能性がある。

(4) 責任(検証)を「生きもの」だけに負わせることができるか？

(5) 将来の「環境支払い」につなげていく戦略を描けるか？

(6) 農法の深化・改善につながるか？

(7) 新しい物語を生み出すきっかけになるか。

(8) 印象のいい生きものだけが表面にでて、ただの生きものが埋没・無視されはしないか。

(ユスリ蚊や菱バッタやトビ虫を採用することは希だろう)

(9) 生物多様性の受容にほうんとうに貢献できるのか？

## 7、先駆的な事例 (ヒヤリング対象者を除く)

ここでは宇根が実際に調査し、関わった事例から、本質的かつ未来的な事例をいくつか紹介する。

(1) ドイツのバーテンテンベルグ州の「野の花認証」による環境支払い

・自主申告での認証（これからの環境政策の王道）

・草地の「野の花」28種を選定し（生き物指標化）そのうちの4種以上が自分の農地で見つかれば、約4000円/haの環境支払いを申請し、受け取るもの。

・申請は、百姓が自分で調査し（簡易な調査手法は提示されている）、自主申告する。

・この政策がドイツの環境政策の中でも百姓、消費者ともに評判がいいのは、書類上の

確認ではなく、「野の花」が見えるということである。

・この 28 種には希少種やあまりにもありふれた種は除かれている。この指標化は、農業試験場が主導しているものの、学者や消費者やNPOなどが参加して決定されている。

・じつは、この 4 種は草地の草刈りが行われない場合、3 回以上行われた場合には、見つからない。草刈りが 1、2 回行われた草地では、簡単に見つかるようになっている。優れた「指標」である。

・日本でこれを参考に「生きものへの環境支払い」を構想することは、難しくない。福岡県の「農のめぐみ事業」は、その試行実験であった。

## (2) 農と自然の研究所の「ごはんと生き物の関係図」

・このイラスト図を見ての思想実験（大人 121 人に尋ねた）

A：ごはんをいっぱい食べなくてはならないと思った・・・ 16%

B：ごはんを食べるときの雰囲気が変わりそう・・・ 29%

C：いろんな生き物とつながっているんだと感じた・・・ 51%

D：その他・・・ 4%

・Aは有用性を重視している。Cは有用性を超えている。Bはその中間だとも言えよう。

## (3) ガイドブック「田んぼのめぐみ150」の利用法

このガイドブックを、「生きもの認証」の土台として見ると面白いことがわかる。